

港区版ふるさと納税「体験型返礼品」協力事業者募集要項（令和8年6月改正）

1 目的

港区版ふるさと納税制度において、区外の寄付者に感謝の意を表する、来訪を目的とした体験型の返礼品（以下「返礼品」とする。）を提供することにより、シティプロモーションのさらなる推進と地域活性化を図るため、寄付者への返礼品の協力事業者及び提供する役務（サービス）を募集する。

※ 本要項において、役務（サービス）とは宿泊、飲食を含むものとする。

2 応募事業者の要件

登録できる事業者は、以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、次の要件を全て満たしている場合でも、区がサービス内容等を総合的に判断し、適当でないと認めた場合は、協力事業者として登録しない。

- （１）各種法規則、条例に沿った役務（サービス）の提供を行っていること。
- （２）原則として、返礼品の役務（サービス）提供場所が区内であること。
- （３）自社の広報媒体（HP、SNS、サイネージ、店内又は施設内掲示、メルマガ）等を通じて、港区版ふるさと納税制度及び返礼品のプロモーションへ積極的に取り組む意思が認められること。
- （４）税の滞納がないこと。
- （５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する事業を行っていないこと。
- （６）破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てをしていないこと。
- （７）港区暴力団排除条例（平成26年3月26日条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- （８）インターネット及び電子メールが使用できる環境を有し、区が管理業務を委託している事業者（以下「事務局」とする。）が提供するシステムを利用した受発注が可能であること。
- （９）区では、効率的かつ効果的な事業運営のため、返礼品及びその配送等に係るデータの管理、広報、寄付者からの問い合わせ等に係る取扱業務全般の機能を次の事業者へ委託する。協力事業者は以下の事務局と連携、協力し、返礼品の提供等に関する契約締結等が可能であることとする。また、事務局の指示、助言に適切に対応すること。
※事務局：シフトプラス株式会社（住所：宮崎県都城市宮丸町3070番地1）
- （10）サービスの質や数量について、安定的に返礼品を供給できること。ただし、あらかじめ、季節や期間限定で提供するものにおいては、その範囲内で供給が安定的に可

能であること。

- (11) 役務（サービス）が飲食の場合には、食品衛生法等に基づく許認可等を取得して提供等を行っていること。
- (12) 返礼品の提供に係る問合せ、苦情、事故やトラブル等に対して、寄付者へ責任と誠意をもって適切に対応すること。
- (13) 区が関係法令や本要項に基づき、協力事業者として規定される事項を満たしていないと判断した場合には、寄付受領後の返金、減額または損害賠償の請求に係る事項に関し、区及び事務局と協議すること。

3 返礼品について

(1) 採用要件

港区版ふるさと納税制度における返礼品は、原則として地場産品基準（令和6年6月28日改正総務省告示第179号）及び最新の総務省の基準に適合し、以下に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ア 体験型の返礼品は区の魅力を発信し、シティプロモーションにつながるものとする。

イ 公序良俗に反しないこと。

ウ 科学的根拠のない効果、効能をうたうものでないこと。

エ 役務（サービス）の提供は、区内を訪れることを前提に区内で提供され、提供される役務の主要な部分が、相当程度、区と関連性があること。

オ 周遊チケット、食事券や各種サービス券などの利用券（以下「利用券」とする。）は、地場産品基準を満たし、港区版ふるさと納税制度以外の用途で利用できないよう措置を講ずること。

カ 3（1）オにおける利用券は、期日や期間限定のものを除き、原則として有効期限を6か月以上設けること。

キ 区または事務局の求めに応じ、役務（サービス）等の現場確認ができること。

ク 区の求めに応じて、提案価格や地場産品基準の妥当性を示す資料等、必要な情報を提供できること。

ケ 法令遵守に加え、各業種が公表するガイドラインを遵守し、その旨の表示が寄付者へ理解できるようにすること。

コ 本事業における役務（サービス）の予約や利用方法については、区と協議し寄付者にとって利便性の高い手段を選択すること。

サ 郵便又は宅配事業者による発送又は電子による送信が可能であり、かつ、返礼品の受発注後速やかに発送又は送信できるものであること。送料が著しく高額でないこと。また、適切に寄付者へ届くよう配慮すること。

(2) 返礼品の内容

以下のいずれかの種類に属する役務（サービス）であること。なお、複数種類を組み合わせる役務（サービス）であって、旅行業の登録が必要となる役務（サービス）

を返礼品とする場合は、当該役務（サービス）の提供にあたり必要な旅行業の登録を受けていること。

ア 区内に所在する宿泊施設における宿泊

（ア） 東京都内においてのみ宿泊施設を運営する事業者が運営する宿泊施設（フランチャイズチェーン等により、東京都の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供であること。

（イ） 港区内に所在する宿泊施設における役務（サービス）であり、当該役務（サービス）の調達に要する費用が一泊につき一人あたり五万円を超えないもの。

イ 同種の役務（サービス）では代替が困難な区内観光施設等への観光

ウ 区内で行われる区の魅力が伝わる体験

エ 区内ならではの要素がある食事プラン等の飲食

オ 食事等サービスを提供する店舗について、区域外に同一店舗を展開する事業者は、原則対象外とする。ただし、区との関連性が認められる場合（当該店舗限定のメニューの提供等）を除く。

カ イベント等への参加権利については、当該イベント中止時の寄付の取扱い等についてあらかじめ区と協議を行うこと。

キ 医療行為（人間ドック等の健康診断は除く）及び医薬品でないこと。

（３）返礼品の転売対策

役務等の提供に対し、利用券（電子クーポン可）について、記名又は通し番号を付すなど、転売・譲渡の防止措置を講ずること。

（４）返礼品の価格

返礼品の提供価格は、役務の代金、サービス料、諸税、送料、梱包費用及びその他事務経費を含め、合計金額が寄付金額の30%以下であること。

（５）必要寄付額

区は、原則として、提供価格、送料及び募集に関する経費等を基に、必要寄付額を定める。

（６）返礼品の発送方法

原則として返礼品は追跡可能な発送方法とすること。また、金券類の発送については、印紙税法上により有価証券に該当するため、発送にあたっては、日本郵便を利用すること。

（７）その他

ア 区及び事務局が、返礼品の画像、商品名、事業者名などをふるさと納税ポータルサイトに掲載するため、協力事業者は役務の画像やサービス内容を提供するとともに、区が広報活動を行う中で、雑誌や新聞、テレビに画像や情報を提供する。

イ 協力事業者は、商品の発送にあたって、送料に影響のない範囲において、自社サービスのカタログ、チラシ等を同梱して発送することができる。ただし、返礼品

の金額が記載されているものは同梱を避ける。

ウ 協力事業者は、港区版ふるさと納税制度の返礼品に採用されていることを店頭やホームページ等でPRするなど、広報に協力することとする。

4 返礼品の審査・登録

応募のあった協力事業者の返礼品の申込内容を区が総合的に判断し、総務省へ適合性について申請を行う。適合性の審査が終了次第、その結果を応募者へ通知する。区の審査において、要件不適合と判断した際には総務省へ申請せず、その旨を応募者へ通知する。

なお、区の審査及び総務省の審査双方において、疑義が生じた際には応募事業者へ返礼品の内容照会を行う場合がある。

採用した場合において、事務局から返礼品の登録に係る必要事項を伝え、事務局と返礼品の提供に係る契約を締結した上で登録を行う。また、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載や寄付の受付までには一定の期間を要する。

5 費用負担

(1) ふるさと納税ポータルサイトへの掲載手数料、クレジットカード等決済手数料、返礼品の商品（役務・サービス）代金は区が負担する。

(2) 送料についても通常の範囲内のものについては、区が負担する。ただし、区及び事務局に責のない以下のような費用は負担しない。

ア 寄付者からの商品の品質等のクレームによりチケット等の回収及び再配送を行った場合に要する費用

イ 運送会社側のトラブル、又は発送元の梱包不備等による再調達・再配送に要する費用

ウ 代替の役務による補償、交換その他苦情対応に要する経費 など

6 登録の解除

区が以下に該当すると判断した場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止する場合がある。

(1) 協力事業者が、区及び事務局に登録解除を申し出たとき。

(2) 返礼品及び協力事業者が採用要件の内容を満たさなくなったとき。

(3) 国の制度変更等により、地場産品基準に合致しなくなったとき。

(4) 登録内容に虚偽があったときや寄付者へ損害を及ぼす行為、又はその恐れがあるとき。

(5) 区及び事務局の返礼品選定、プロモーション等、本事業への同意や協力が得られないなど、効果的な事業運営に支障が生じると区が判断したとき。

(6) 寄付者からのクレームに対する対応に重大な不備があると区が判断した時や同様のクレームが多発するとき。

(7) 法令やガイドラインの遵守がされないなど、安全上の問題又は区の信用失墜につ

ながる恐れがあるとき。

7 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄付者の個人情報は返礼品の発送や役務（サービス）の提供以外に使用せず、協力事業者でなくなった場合も同様とする。

8 応募方法

様式1、2に必要事項を記入の上、港区ふるさと納税サポート室へ電子メールにて提出すること。

9 申請内容の変更・取下げ

申請後又は返礼品としての提供後に、事業者の名称、所在地、代表者名、役務（サービス）の内容・価格等に変更がある場合や提供終了時には、速やかに「登録内容変更届」（様式3）を事務局へ提出すること。特に役務（サービス）提供拠点や事業者所在地の変更は返礼品の適合可否判断の重要な要素であるため、遅滞なく申請すること。

10 その他留意事項

- （1）全国的に知名度が高いものやプロモーション効果が高いと判断した施設、イベント、役務（サービス）や多くの寄付者に選択されているものや区と関係性が高いものなどを広報で優先的に取り扱う場合がある。
- （2）本要項に定めのない事項について疑義が発生した際には、事務局を通じて区と協議の上、解決するものとする。